

## 令和3年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせいたします。

### 健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	—	—	9.7	51.5
早期健全化基準	(13.10)	(18.10)	(25.0)	(350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準であります。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示しています。

### 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額がないことを表示しています。

### 《用語の説明》

#### 【早期健全化基準】

・自治体の財政破綻を未然に防ぎ健全化を図ることを目的として設けられた基準で、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化を図るための計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化を図るための計画を定める必要があります。

#### 【実質赤字比率】

・一般会計の赤字額が、市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対しどの位の割合かを示すもので、本市は黒字のため早期健全化基準の13.10%を下回っております。

#### 【連結実質赤字比率】

・市の全ての会計の赤字額合計が、市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対してどの位の割合かを示すもので、本市は全ての会計で黒字のため早期健全化基準の18.10%を下回っております。

#### 【実質公債費比率】

・市の全ての会計さらに一部事務組合における市の借入金の返済額に充てられる一般財源の額が、市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対してどの位の割合かを示すもので、本市は9.7%と早期健全化基準の25.0%を下回っております。

#### 【将来負担比率】

・一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額が市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対する割合を示すもので、将来負担の内容は、市及び一部事務組合の借入金の返済額、契約等において将来の支払を約束している額、令和2年度末において全職員が普通退職した場合の支給予定額、一部事務組合等で赤字額がある場合の負担額等となっています。本市は51.5%であり早期健全化基準の350.0%を下回っております。

#### 【資金不足比率】

・一般会計等における赤字額にあたる、水道事業会計、下水道事業会計における資金不足額の事業規模に対する比率で、いずれの会計も余剰金が出ていることから、「資金不足比率」は算定されません。